

豊岡市電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、豊岡市契約規則（平成17年豊岡市規則第59号）その他別に定めるもののほか、豊岡市（以下「市」という。）が兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して実施する入札（見積り合わせにより契約の相手方を決定するものを含む。以下「電子入札」という。）及びこれに関する手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者登録)

第2条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、市の電子入札システムに、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 企業情報
 - (2) 代表窓口情報
 - (3) 電子証明書を格納したICカード（以下「ICカード」という。）の利用部署情報
- 2 前項の登録をした者は、登録の内容に変更が生じたときは、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(電子入札に使用するICカード)

第3条 契約担当者が電子入札に使用するICカードは、地方公共団体組織認証基盤が発行するものとする。

- 2 入札参加者が電子入札に使用するICカードは、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行するもの
 - (2) 豊岡市競争入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者（以下「代表者等」という。）の名義で取得し、そのICカード情報を市の電子入札システムに登録したもの
 - (3) 入札参加者が共同企業体の場合は、代表構成員が、代表構成員の代表者等の名義で取得し、そのICカード情報を市の電子入札システムに登録したもの
- 3 入札参加者がICカードを不正に使用した場合は、当該入札参加者の行った入札は無効とする。

(案件登録)

第4条 契約担当者は、次に掲げる事項を電子入札システムに登録するものとする。

- (1) 電子入札の対象とする案件（以下「案件」という。）の概要
 - (2) 案件の詳細
 - (3) 入札の期間その他電子入札の実施に係る期間、日時等
- 2 案件登録後、その内容について錯誤が認められた場合において登録内容を修正する必要があるときは、直ちに錯誤が認められた案件の削除を行った上で、改めて案件登録を行うものとする。

（電子入札の受付期間等）

第5条 電子入札の受付期間は、原則として、開札日の前2日間（豊岡市の休日を定める条例（平成17年豊岡市条例第2号）に定める市の休日を除く。以下本条において同じ。）とし、その他の期間は、紙の入札書を提出して行う入札（以下「紙入札」という。）の場合に準じるものとする。

- 2 入札書受付締切日時は、特に指示する場合を除き、開札日の前日の午後3時とする。
- 3 工事費積算内訳書開封予定日時は、入札書受付締切日時の後から開札予定日時以前の間の適宜の日時とする。ただし、必要があるときは予定日時が到来する前にその内容を確認することができるものとする。この場合、内容を確認した職員は、これを部外者又は当該入札等に関係のない職員に漏洩してはならない。

（案件の変更）

第6条 入札執行上の都合により、入札の期間、開札の日時等を変更する必要があるときは、契約担当者は、あらかじめ入札参加者に対し、電子入札システム上の日時変更通知書により通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、電話、ファクシミリ等により併せて連絡を行うものとする。

（紙入札への変更）

第7条 契約担当者の使用に係る電子計算機に生じた障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムを使用できない場合には、入札方法を電子入札から紙入札に変更するものとする。

（一般競争入札における手続き）

第8条 一般競争入札における電子入札システムでの参加申込みは、事前審査型にあつては、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認に必要な資料（以下「提出資料」という。）を、事後審査型にあつては、入札参加申込書を送信することにより行うものとする。

- 2 契約担当者は、前項により送信された内容を確認し、補正等の必要がない者に対して、事前審査型にあつては競争参加資格確認申請書受付票を、事後審査型にあつては、

入札参加申込書受付票を、電子入札システムにより発行するものとし、入札参加者の業者詳細情報を保管するものとする。

- 3 契約担当者は、事前審査型にあつては、競争参加資格の有無を決定したときは、入札参加者に、競争参加資格確認通知書を電子入札システムにより発行するものとする。

(電子入札システムによる資料の提出)

第9条 提出資料の提出については、入札参加者は、電子入札システムにより、それぞれに係るファイルを送信することにより、契約担当者に提出するものとする。

- 2 入札参加者が電子入札システムにより送信する提出資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した提出資料を保存するファイルの形式は、次のいずれかとし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に使用してはならないものとする。

番号	アプリケーションソフト	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word文書形式 (拡張子:「.doc」又は「.docx」)
2	Microsoft Excel	Excelブック形式 (拡張子:「.xls」又は「.xlsx」)
3	Adobe Acrobat	PDF形式 (拡張子:「.pdf」)

- 3 提出資料についてファイル圧縮を認める場合には、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

- 4 提出資料に係るファイルにウイルス感染があることが判明した場合には、次のとおり対応するものとする。

- (1) 直ちにファイルの閲覧を中止し、当該ファイルを送信した者と再提出の方法を協議する。
- (2) 完全にウイルスを駆除することができる場合でなければ、電子入札システムにより再提出することを認めない。

(郵送等による資料の提出)

第10条 提出資料のうち次に掲げるものについては、入札参加者に対して、郵送または持参(以下「郵送等」という。)により提出を求めるものとする。

- (1) 提出書類に係るファイルの容量が3MBを超えるもの
- (2) ウイルス感染があることが判明し完全にウイルスを駆除することができないもの
- (3) 特別共同企業体協定書
- (4) 共同企業体の各構成員からの代表構成員に対する委任状
- (5) 前各号以外のもので、契約担当者が郵送等によることが必要であると認めたもの

- 2 契約担当者は、提出資料のうち前各号に掲げるものがある場合には、入札参加者に対して、すべての提出資料を一括して郵送等により提出するよう求めるものとする。

(指名競争入札における手続き)

第11条 指名競争入札案件にあつては、契約担当者は、当該案件が電子入札対象案件であることを明示した上で、電子入札システムにより、指名業者に指名通知書を発行するものとする。

- 2 指名業者は、指名通知書の受信を確認したときは、参加意思の有無に関わらず、電子入札システムにより、速やかに受領確認書を送信しなければならない。

(紙入札の承認)

第12条 電子入札によるものとした入札において、入札を紙入札により行うことについて承認を得ようとする者は、紙入札承認願により、電子入札システムによらない理由を明らかにして、契約担当者に承認を求めるものとする。

- 2 契約担当者は、前項の規定により紙入札承認願が提出された場合において、その理由が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、次項に規定する条件を付して、紙入札による参加を承認することができるものとする。

- (1) 電子証明書記載事項の変更等により I Cカードの効力が喪失したとき（以下「失効」という。）、暗証番号の誤入力によりその使用が停止されたとき（以下「閉塞」という。）又は破損等で使用できなくなり、I Cカードの再発行を申請中の場合

- (2) 指名競争入札において、市の電子入札システムに利用者登録を行っていないにもかかわらず指名を受け、直ちに利用者登録を行うことができない場合

- (3) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者にやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続に支障がないと認められる場合

- 3 契約担当者は、紙入札を行うことを承認する場合には、原則として、入札に関する必要な事項を通常紙入札におけるものと同様とし、紙入札承認通知書により次の各号の条件を付すものとする。ただし、第1号の規定に関わらず、紙入札承認願が提出されるまでに電子入札システムにより受信した競争参加資格確認申請書及び提出資料並びに入札参加申込書（以下「入札参加申込書等」という。）は、有効なものとする。

- (1) 入札参加申込書等を契約担当者が指定した日時までに指定した場所に持参すること。

- (2) 初度の入札書及び建設工事に係る入札にあつては工事費積算内訳書（以下「入札書等」という。）を同一の封筒に封入して、契約担当者が指定した日時に指定した場所へ持参すること。

- (3) 入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、併せて電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）に係るくじ番号として3桁の任意の数字を記載すること。

- (4) 入札執行者が入札者に代わって、入札者から提出された紙の入札書に記載された入札金額及び電子くじに係るくじ番号（記載がない又は記載内容が不分明である場

合は、入札書に記載された入札金額の上3桁の数字。ただし、入札金額が2桁以下の場合、当該金額を右詰めし、冒頭に「0」を付した3桁の数字)を電子入札システムに入力すること。

- (5) 紙入札を行った者が開札に立ち会っていない場合、初度の入札書は有効なものとするが、再度の入札を執行することとなったときは、再度の入札を辞退したものとする。ただし、入札書等を郵送により提出を求める場合を除く。
- 4 紙入札を承認した場合には、契約担当者は、入札書受付締切日時までに紙入札業者登録を行わなければならない。
- 5 紙入札を承認した者が持参した入札書等は、厳重に保管するものとし、開札日時まで封筒を開封してはならない。

(入札書の提出)

第13条 入札参加者は、入札書に必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付し、電子入札システムにより送信しなければならない。

- 2 次に掲げる要件に満たない電子入札は、無効とする。
 - (1) 入札金額その他入力が必要な事項、入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が電子入札システムに所定の入札期間内に記録されていること。
 - (2) 電子入札に使用したICカードが、第3条第2項各号に掲げる要件を満たすものであり、かつ、一般競争入札にあつては、入札参加申込みに使用した名義人のものであること。
 - (3) 建設工事に係る案件にあつては、入札金額に対応した工事費積算内訳書(所定の項目すべてについて確認できるものに限る。)に係るファイルを入札書の「内訳書」欄に添付して電子入札システムにより送信し、その情報が電子入札システムに所定の入札期間内に記録されていること。
 - (4) 第9条の規定は、前号の工事費積算内訳書について準用する。
- 3 入札参加者は、入札に際して、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 入札参加者は、時間的な余裕をもって電子入札システムによる入札書の送信作業を行うとともに、入札書受信確認通知書を保管しなければならない。
 - (2) 入札参加者は、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、入札参加者が電子入札に使用する電子計算機の付近で待機し、手続の進行状況を確認しなければならない。
 - (3) 入札参加者は、第3条に規定するICカードが失効、閉塞又は破損した場合に備えて、予備の同一名義人のICカードを準備するよう努めるものとする。
 - (4) 入札参加者は、電子入札システムに入札書の情報が記録された後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することはできないものとする。
- 4 電子入札における入札に関し必要な事項は、前各項に掲げる事項を除き、紙入札の場

合に準じるものとする。

(入札の辞退)

第14条 入札参加者は、入札書受付締切日時前で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでの間に限り、辞退届を電子入札システムにより送信して入札を辞退することができる。

2 入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、かつ、辞退届の送信もない入札参加者は、入札書受付締切日時を経過した時点をもって辞退届の送信があったものとする。

(入札書受付締切り)

第15条 契約担当者は、入札書受付締切日時を経過したときは、電子入札システムにより、入札参加者に対し入札書受付締切通知書を発行するとともに、入札参加者の業者詳細情報を保管するものとする。

2 契約担当者は、入札書受付締切日時の経過後は、入札書の提出又は電子入札システムによる送信を受け付けない。

(開札の実行)

第16条 入札執行者は、開札日時を経過したときは、遅滞なく開札の手続を開始するものとする。

2 紙入札を承認した者がある場合は、入札執行者は、紙入札を承認した者に立ち会わせて、事前に提出された入札書等の入った封筒を開封し、それぞれの入札書等の内容を確認するものとする。この場合において、入札執行者は、それぞれの入札金額等を電子入札システムに入力するものとする。

3 入札執行者は、一般競争入札にあつては、第8条第2項及び第15条第1項の規定により保管した業者詳細情報をもとに、入札に使用したICカードが入札参加申込みに使用した名義人のものであることを確認し、指名競争入札にあつては、豊岡市競争入札参加資格者名簿及び第15条第1項の規定により保管した業者詳細情報をもとに、入札に使用したICカードが入札参加資格者名簿に登載された代表者等が取得した者であることを確認するものとする。

4 前項の手続を終えた後、入札執行者は、予定価格調書を開封し、電子入札システムに予定価格等の入力を済ませて一括開札を行うものとする。

(開札状況に関する情報提供)

第17条 入札執行者は、入札参加者に開札の進捗状況に関する情報提供を行う必要があると認めるときは、電子入札システムに進捗状況を登録するものとする。

(落札決定)

第18条 入札執行者は、落札者を決定した場合は、落札を確認した上で、執行担当署名を付加し、電子入札システムにより、落札者決定通知書を入札参加者に送信するものとする。

(落札決定の保留)

第19条 低入札価格調査基準価格を設けた場合において実施する低入札価格調査又は入札参加資格の事後審査等（以下「低入札価格調査等」という。）を行う必要があるときは、入札執行者は、落札決定の保留を確認した上で、執行担当署名を付加し、電子入札システムにより、保留通知書を入札参加者に送信するものとする。

2 前条の規定は、低入札価格調査等を実施して落札者を決定した場合について準用する。

(くじ引きによる落札者の決定)

第20条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引き（電子くじ）により、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

2 第18条の規定は、電子くじにより落札者を決定した場合について準用する。

(再度の入札)

第21条 入札執行者は、初度の入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、電子入札システムにより、再度入札通知書を有効な入札を行った入札参加者に送信し、再度の入札を執行するものとする。

2 再度の入札は、原則として開札日の当日に行うものとする。ただし、入札公告等で別に定める場合は、この限りではない。

3 第13条から前条までの規定は、再度の入札を執行する場合において準用する。

(入札の打ち切り)

第22条 入札の執行回数は、原則として2回までとし、第2回目の入札で落札者がいない場合は入札を打ち切るものとする。

2 前項の場合のほか、入札参加者が2人未満となった場合にも、入札を打ち切るものとする。

3 入札執行者は、次条に規定する不落随契の手続に移行しない場合は、入札の打ち切りを確認した上で、執行担当署名を付加し、電子入札システムにより、取止め通知書を入札参加者に送信するものとする。

(不落随契)

第23条 契約担当者は、不落随契（再度の入札を実施し落札者がいないことを理由とする随意契約）を締結するために見積り合わせを実施する場合は、電子入札システムにより、見積依頼通知書を対象者に送信するものとする。

2 前項の見積り依頼を行う対象者は、有効な入札を行った入札参加者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。

3 入札執行者は、開札日時を経過したときは、入札の開札手続に準じて、遅滞なく見積り合わせの手続を行うものとする。

（開札結果の公表）

第24条 開札結果の公表は、紙入札の場合に準じるものとする。

（補則）

第25条 この基準に定めるもののほか、市が実施する電子入札及びこれに関する一連の手続に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和3年2月15日から施行する。